

# 4 障害補償一時金請求書記載例

様式第11号

障害補償一時金請求書  
 障害特別支給金申請書  
 障害特別援護金申請書  
 障害特別給付金申請書

1号紙

		認定番号		○○○○○○○○			
請求(申請)年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 請求(申請)者(〒○○○-○○○)の住所 ○○市○○町○○番地 ふりがな おおいた たろう 氏名 大分太郎		請求(申請)年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 請求(申請)者(〒○○○-○○○)の住所 ○○市○○町○○番地 ふりがな おおいた たろう 氏名 大分太郎					
地方公務員災害補償基金大分県支部長 殿 下記の障害補償年金(障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金)を請求(申請)します。							
1 被災職員に関する事項	所属団体名	○○市		所属部局名	総務課		
	氏名	大分太郎		職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤		
	負傷又は発病の年月日	令和10年7月15日		治癒年月日	令和11年4月28日		
2 障害の部位及びその程度		別紙 障害程度診断書のとおり					
3 既存障害とその程度							
4 障害等級		第14級8号					
5 障害補償一時金請求金額		(平均給与額)(日数(ア)) (平均給与額)(日数(イ)) 8,982円×56 + ( )円×( ) = 502,992円					
6 障害特別支給金申請金額等		障害特別支給金 80,000円 傷病特別支給金 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 障害特別援護金 350,000円 の受給の有無					
7 障害特別給付金申請金額の計算		(平均給与額)(日数(ア))(平均給与額)(日数(イ)) (A) {8,982円×56 + ( )円×( )} × $\frac{20}{100}$ = 100,598円< (B) 1,500,000円 × $\frac{56}{365}$ = 230,136円<					
8 障害特別給付金申請金額		100,598円<					
9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	○○銀行○○支店		* 決定金額	一時金	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金				円	
	送金小切手	口座番号	○○○○		特別支給金	円	
		預金名義者	大分太郎		特別援護金	円	
その他	受取先金融機関名	銀行 支店		特別給付金	円		
* 受理		令和 年 月 日		* 通知		令和 年 月 日	
* 障害等級		第 級 号		* 支払		令和 年 月 日	

医師作成の障害程度診断書に記載された障害の内容をもとに通達「障害等級の決定について」により該当する障害等級を判断します。

一円未満の端数は切捨てます。比較して少ない方の金額を次欄に記入します。

〔注意事項〕

- 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」の項には、障害等級に応ずる法別表に掲げる日数を、「(日数(イ))」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 「6 障害特別支給金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
- 「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「(日数(ア))」の項及び「(日数(イ))」の項には、3の例により記入すること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額を記入すること。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

平均給与額算定書の作成にあたっては、「第5部 平均給与額の算定」を参考にしてください。

## 平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	大分太郎 ○年 ○月 ○日生	補償の種類	障害補償一時金
1 平均給与額算定内訳			
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与			
給与期間	10年4月1日から 10年4月30日まで	10年5月1日から 10年5月31日まで	10年6月1日から 10年6月30日まで
計			
備考			
総日数	30日	31日	30日
勤務した日数	23日	25日	24日
控除日数	日	日	日
給与	給料	199,700円	199,700円
	扶養手当	20,500円	20,500円
	調整手当	19,818円	19,818円
	住居手当	7,500円	7,500円
	通勤手当	9,960円	9,960円
	時間外勤務手当	14,950円	10,465円
	宿日直手当	円	円
	計	272,428円	267,943円
	計	276,913円	817,284円
	(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当
(給与総額) (総日数)		〔寒冷地手当に関する条例(当該条例により委任された規則その他の規程を含む。)に定める基準日から災害発生の日までの間に支給された寒冷地手当の額〕	
817,284円 ÷ 91 = 8,981円 14銭 (イ)		円 ÷ = 円 銭 (ロ)	
(イ) + (ロ) = 8,981円 14銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額			
(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額)		(勤務した日数)	
44,850円 ÷ 72 × $\frac{60}{100}$ = 373円 74銭 (ハ)			
(その他の給与の総額)		(総日数)	
772,434円 + 91 = 8,488円 28銭 (ニ)			
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 8,862円 02銭			
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)			
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)			
( $\frac{365}{365}$ + ) × = 円 銭 (ホ)			
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)		円 銭 (ヘ)	
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)			
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)			
( $\frac{365}{365}$ × ) + - 円 銭 = 円 銭			
(総日数) (控除日数)			
日 - 日			
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)			
(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (控除日に支払われたものを除く))		勤務した日数 (控除日を除く)	
円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)			
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ト)			
( $\frac{365}{365}$ × ) + - 円 銭 = 円 銭 (リ)			
(総日数) (控除日数)			
日 - 日			
(チ) + (リ) = 円 銭			

給与改定後の金額となっており、給与支給明細書(写)の金額と異なっているものがあります。

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭																																															
① 災害発生の日(平成10年7月15日)における 基本的給与の月額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>行政</b></td> <td style="text-align: center;">職給料表</td> <td style="text-align: center;">○ 級</td> <td style="text-align: center;">○ 号給</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">199,700 円</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">20,500 円</td> </tr> <tr> <td>調整手当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">19,818 円</td> </tr> <tr> <td>特勤手当又はへき地勤手当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">240,018 円</td> </tr> </table>	<b>行政</b>	職給料表	○ 級	○ 号給	給料			199,700 円	扶養手当			20,500 円	調整手当			19,818 円	特勤手当又はへき地勤手当			円	計			240,018 円	② 補償事由発生の日(平成11年4月28日)における 基本的給与の月額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>行政</b></td> <td style="text-align: center;">職給料表</td> <td style="text-align: center;">○ 級</td> <td style="text-align: center;">○ 号給</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">214,700 円</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">21,500 円</td> </tr> <tr> <td>調整手当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">21,258 円</td> </tr> <tr> <td>特勤手当又はへき地勤手当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">257,458 円</td> </tr> </table>	<b>行政</b>	職給料表	○ 級	○ 号給	給料			214,700 円	扶養手当			21,500 円	調整手当			21,258 円	特勤手当又はへき地勤手当			円	計			257,458 円
<b>行政</b>	職給料表	○ 級	○ 号給																																														
給料			199,700 円																																														
扶養手当			20,500 円																																														
調整手当			19,818 円																																														
特勤手当又はへき地勤手当			円																																														
計			240,018 円																																														
<b>行政</b>	職給料表	○ 級	○ 号給																																														
給料			214,700 円																																														
扶養手当			21,500 円																																														
調整手当			21,258 円																																														
特勤手当又はへき地勤手当			円																																														
計			257,458 円																																														
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭																																															
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		257,458 円 ÷ 30 = 8,581 円 93 銭																																															
(G) 規則第3条第4項による金額																																																	
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭 (ヌ)																																															
(ヌ)及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭 (ル)																																															
(ル) (自治大臣が定める率)		円 銭 × = 円 銭																																															
規則第3条第5項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭																																														
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額																																																
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ)																																														
	(ヲ)及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭 (ワ)																																														
	(ワ) (総務大臣が定める率)		円 銭 × = 円 銭																																														
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭																																															
(K) 規則第3条第6項による金額		3,960 円																																															
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢																																																	
最高限度額	最低限度額	歳 昭和61年改正法附則第5条の 規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
円	円																																																
2 平均給与額		8,982 円 ( A ) による金額 ←																																															
*平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。																																																	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日																																																	
所属部局の	{ 所在地 ○○市○○町○○番地 名 称 ○○市総務課 長の職・氏名 総務課長 ○○○○       }																																																

 給与改定があったときは、  
改定後の額を記入します。

一円未満の端数は切り上げます。